

洲本市健康増進（第3次）計画・食育推進（第3次）計画・自殺対策（第2次）計画策定
支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

国や兵庫県の動向、洲本市の健康や食に関する状況等を的確に把握し、将来を展望して健康増進法第8条第2項に基づく「洲本市健康増進（第3次）計画」、食育基本法第18条に基づく「洲本市食育推進（第3次）計画」及び自殺対策基本法第13条第2項に基づく「洲本市自殺対策（第2次）計画」を一体的に策定することを目的とし、策定支援業務委託に係る業務の受託者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定し契約を行うための必要な事項について定める。

2. 委託業務概要

- (1) 業務名 洲本市健康増進（第3次）計画・食育推進（第3次）計画・自殺対策（第2次）計画策定支援業務
- (2) 業務内容 洲本市健康増進（第3次）計画・食育推進（第3次）計画・自殺対策（第2次）計画策定支援業務委託に係るプロポーザル実施要領及び仕様書による
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年3月31日まで
- (4) 見積限度額
以下金額を上限金額とする。
令和4年度調査研究業務 3,190,000円（税込）
令和5年度計画策定業務 4,290,000円（税込）

3. プロポーザルに係る日程

項目	日程
① 公募開始	令和4年10月6日（木）
② 質問受付期限	令和4年10月17日（月）午後5時まで
③ 質問回答期限（予定）	令和4年10月21日（金）
④ 参加表明書の提出期限	令和4年10月14日（金）午後5時まで
⑤ 企画提案書等提出期限	令和4年10月28日（金）午後5時まで
⑥ 選定審査会	令和4年11月上旬
⑦ 選定審査結果の通知（予定）	令和4年11月中旬
⑧ 契約締結（予定）	令和4年11月中旬

4. 参加資格要件

本業務委託に係る公募型プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる全ての要件を

満たす者とり、本市がその資格を認めたものとする。

- (1) 必要に応じて早急な訪問対応が可能な法人であること。
- (2) 平成 29 年度以降に健康増進・食育推進・自殺対策に関する計画策定の受託実績を持つ法人であること。
- (3) 参加表明日から契約締結日までの間のいずれの日においても、洲本市指名停止基準に基づく指名停止及び指名除外措置期間中でない法人であること。また国及び都道府県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない法人であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが行われた者（民生再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (6) 公租公課を滞納していないこと。
- (7) 洲本市暴力団排除条例（平成 25 年洲本市条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (8) 政治団体（政治資金規正法第 3 条第 1 項に規定する政治団体およびこれに類する団体）でないこと。
- (9) 宗教団体（宗教法人法第 2 条に規定する宗教団体およびこれに類する団体）でないこと。
- (10) アンケート調査業務において、個人情報に関する扱いを適正に対応することが必須であることから、受託業者はプライバシーマークの承認を取得していること。

4. 質問受付および回答

質問は、次の要領で提出すること。なお、質問内容は提出書類及び業務実施に関する事項に限り、審査等に関する質問は受け付けない。

- (1) 提出書類 「質問書」（様式 1）
- (2) 提出期限 令和 4 年 10 月 17 日（月）午後 5 時まで
- (3) 提出方法 質問書を下記までメールにより提出すること。
- (4) 提出先 洲本市健康福祉部健康増進課へ電子メールにて提出すること。
なお、件名は「洲本市次期健康増進計画等策定支援業務質問書」とすること。
【提出先メールアドレス】 zoushin@city.sumoto.lg.jp
- (5) 質問に対する回答 回答は、令和 4 年 10 月 21 日（金）までに電子メールにて回答する。

5. 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の要領で参加表明書を提出すること。

(1) 提出書類

- ①公募参加表明書（様式2）
- ②参加資格に関する申立書（様式3）
- ③会社概要書（様式4）

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出先

〒656-0027 洲本市港2-26

洲本市健康福祉部健康増進課（担当 北岡・西原）

TEL：0799-22-3337（課直通）

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留）による。なお、持参の場合は土・日・祝日を除く日の午前9時から午後5時まで受け付ける。郵送の場合は提出期限までに必着とする。

(5) 提出期限

令和4年10月14日（金）午後5時まで

6. 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等の作成

企画提案書の用紙サイズは、原則として日本工業規格（JIS）によるA4サイズ（以下、用紙サイズはJIS規格による）とし、文字サイズは10ポイント以上とする。なお、A3サイズによる折込ページは可とするが、A3サイズは2ページとして換算する。企画提案書は、片面20ページ以内（図、表なども含む。）とし、簡潔明瞭に記載するとともに、各ページの下部余白にページ番号を付すこと。図、表、写真等の使用及び着色は自由とする。

①共通項目

(ア) 本計画策定業務に対する考え方

(イ) 本業務の全体スケジュールと作業の進め方（役割分担と各委員会の関わり方等）。

スケジュールは、業務内容ごとに、図化したスケジュール表にまとめること。

② 本計画に対する提案（仕様書のとおり）

(ア) 計画策定業務にかかる提案

(イ) 本業務を実施するにあたり、重要と考える独自の提案等

(ウ) 本業務に関する計画策定の受託実績

(2) 提出書類

- ① 業務実績調書（様式5）
- ② 業務実施体制（様式6）
- ③ 予定技術者調書（様式7）
- ④ 企画提案書（様式8）及び任意様式
- ⑤ 業務工程表（様式任意）

⑥ 見積書および見積書内訳書（様式 9）

※予算金額に対して、非常に安価な見積提示は人件費等の観点から業務遂行において信頼性を欠くため、適切な人員配置等を考慮し、適正な価格で算出すること。

⑦ JISQ15001（プライバシーマーク取得）認定書（コピー可）

⑧ 国税、都道府県税及び市町村税の納税証明書

(3) 提出期限等

ア 提出期限 令和4年10月28日（金）まで

イ 提出部数 8部（押印のあるものは、正本1部、副本7部）

ウ 提出方法 持参または郵送（書留利用、期限内必着）により提出すること。

エ 提出先 参加表明書の提出先と同じ

7. 選定方法（プロポーザル）

(1) 審査方法

評価委員会を設置し、①～⑧による書類を総合的に評価・審査し、合計得点の最も高い提案者を契約候補者として選定する。ただし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、企画提案書の提出があった全事業者に対して、文書により通知するとともに、市ホームページに掲載し、公表する。

(3) その他

ア 審査は非公開とする。

イ 選定結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けない。

8. 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 実施要領等で示した条件に適合しない書類が提出された場合

(2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(4) 審査の公平性を害する行為があった場合

9. 契約の締結

審査結果に基づいた選定業者と企画提案内容に係る協議を行い、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、受託者は、一括して本業務を第三者に委託することはできない。

10. その他

(1) 本プロポーザルに参加する費用は、参加者負担とする。

(2) 提出後の企画提案書の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。

(3) 提出書類等は、審査結果にかかわらず返却しない。

(4) 審査内容、結果についての異議は認めない。

11. 担当部署（提出先・問い合わせ先）

〒656-0027 洲本市港2-26

洲本市健康福祉部健康増進課

TEL：0799-22-3337（課直通）

FAX：0799-24-2210

e-mail：zoushin@city.sumoto.lg.jp